

年金に関する行政評価・監視
結果報告書（第1次）

- 国民年金業務を中心として -

平成16年10月

総務省行政評価局

前 書 き

我が国の公的年金制度は、基礎年金（国民年金）を国民共通の給付として支給するとともに、被用者に対しては報酬比例の年金を支給するものであり、老齢・障害等によって生活の安定が損なわれることの防止を目的としている。

公的年金については、少子高齢化の著しい進行等により、年金財政の運営が一層厳しいものとなることが予測されており、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保等を図るため、政府は、年金の給付水準と負担額との見直し等の事項を盛り込んだ国民年金法等の一部を改正する法律案を第 159 国会に提出した。同法律案は平成 16 年 6 月、可決成立したところである。

このような中で、国民年金については、多数の適用漏れ者（いわゆる未加入者）が存在している。また、適用者についても、多数の保険料未納者が存在している状況にあり、平成 15 年度の国民年金保険料の納付率は 63.4%となっている。このため、国民年金被保険者の適用業務及び保険料徴収業務をより効果的に実施することが求められている。

また、被保険者に対する年金加入期間、保険料納付期間、将来支給される年金見込額等に係る情報の提供の充実や手続・申請書類等を分かりやすいものとすることも求められている。

この行政評価・監視は、国民年金制度の安定的な運営を確保する等の観点から、適用業務の実施状況、保険料徴収業務の実施状況、情報提供、申請等手続の状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施しているものである。

今回の勧告は、厚生労働省の本省に対する調査に基づき、具体的な改善方策を取りまとめたものである。

現在、本省を引き続き調査するとともに、社会保険事務局等を調査中である。当省としては、この調査に基づき、更なる具体的な改善方策を取りまとめ、速やかに勧告することを予定している。

目 次

	ページ
1 適用業務等の的確な実施	1
2 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施	14
3 被保険者等に対する情報の積極的な提供	25
4 社会保険事務局等の定員配置の見直し	32

図 表 目 次

1 適用業務等の的確な実施

表 1 - 1	国民年金の被保険者の資格に係る規定	4
表 1 - 2	国民年金被保険者数の推移	4
表 1 - 3	被保険者の各種の届出に係る規定	5
表 1 - 4	国民年金第 1 号被保険者の資格取得・喪失者数（全国）	6
表 1 - 5	国民年金被保険者の氏名変更等届出数（全国）	6
表 1 - 6	国民年金の被保険者である者に係る届出の特例等	7
表 1 - 7	厚生年金保険被保険者の各種届出に係る規定	9
表 1 - 8	老齢基礎年金の受給権者の届出に係る規定	10
表 1 - 9	年金受給権者の現況届出等数（全国）	11
表 1 - 10	「平成 13 年公的年金加入状況等調査」による第 1 号未加入者等の推計	11
表 1 - 11	住民基本台帳ネットワークシステムの利用に係る規定	12
図 1 - 1	住民基本台帳ネットワークシステムからの情報利用のイメージ	13
表 1 - 12	事業主が行う「第 2 号被保険者」及び「第 3 号被保険者」の住所変更届に係る課題	13

2 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施

表 2 - 1	保険料の納付義務、納付期限に係る規定	17
表 2 - 2	保険料の免除等に係る規定	17
表 2 - 3	保険料の前納に係る規定	19
表 2 - 4	保険料の徴収、督促及び滞納処分に係る規定	20
表 2 - 5	時効に関する規定	21
表 2 - 6	国民年金保険料の納付率の推移	21
表 2 - 7	国民年金保険料の納付率の中長期的な目標の設定に係る通知	22
表 2 - 8	厚生労働省が作成した社会保険庁が達成すべき目標（平成 16 年度の保険料等収納事務に関する事項・抜粋）	23
表 2 - 9	社会保険庁による主な収納対策の例	23
図 2 - 1	社会保険庁による未納者対策のイメージ	24

3	被保険者等に対する情報の積極的な提供	
表3 - 1	基礎年金番号導入の目的等	28
表3 - 2	複数の年金手帳記号番号を有すると思われる者への照会状況	29
表3 - 3	基礎年金番号以外の年金手帳記号番号の収録スケジュール及び実施状況	29
表3 - 4	被保険者に対する個人年金情報の提供状況	30
表3 - 5	社会保険事務局及び社会保険事務所におけるホームページの開設状況 (平成16年9月現在)	31
4	社会保険事務局等の定員配置の見直し	
表4 - 1	社会保険庁の定員の推移	33
表4 - 2	各社会保険事務局における平成14年度末から16年度末までの定員の増減	34
表4 - 3	各社会保険事務局管内の定員1人当たりの第1号被保険者数等の比較	35

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目 的

この行政評価・監視は、国民年金制度の安定的な運営の確保を図る観点から、適用業務の実施状況、保険料徴収業務の実施状況、情報提供及び申請等手続の状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施するものである。

2 調査対象機関

厚生労働省

3 担当部局

行政評価局

4 実施期間

平成 16 年 6 月～

第 2 行政評価・監視結果

1 適用業務等の的確な実施

勸 告	説明図表番号
<p>国民年金の被保険者は、日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって、次の 及び のいずれにも該当しないもの（以下「第 1 号被保険者」という。） 厚生年金保険その他の被用者年金各法の被保険者又は組合員若しくは加入者（以下「第 2 号被保険者」という。）及び 第 2 号被保険者の被扶養配偶者であって 20 歳以上 60 歳未満の者（以下「第 3 号被保険者」という。）とされている（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 7 条第 1 項）。</p>	<p>表 1 - 1 表 1 - 2</p>
<p>第 1 号被保険者は、資格の取得、喪失及び種別変更並びに氏名及び住所の変更に関する事項を、市町村長に届け出なければならないこととされている（国民年金法第 12 条第 1 項）。</p>	<p>表 1 - 3 表 1 - 4 表 1 - 5</p>
<p>なお、転入届、転居届及び転出届に住居基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 29 条の規定に基づく附記がされたときは、同一事由の届出があったものとみなされる（国民年金法第 12 条第 3 項）。</p>	<p>表 1 - 6 表 1 - 3</p>
<p>第 2 号被保険者（共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者を除く。）については、資格の取得・喪失に関する事項を、事業主が社会保険庁長官に届け出なければならない（厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条）</p>	<p>表 1 - 3 表 1 - 7</p>
<p>被保険者は、氏名及び住所の変更に関する事項を、事業主に申し出なければならないこととされ、申出を受けた事業主は、これらの事項をすみやかに社会保険事務所長等に提出しなければならない（厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）第 6 条、第 6 条の 2、第 21 条及び第 21 条の 2）こととされている。</p>	
<p>第 3 号被保険者については、資格の取得、喪失及び種別変更並びに氏名及び住所の変更に関する事項を、配偶者である第 2 号被保険者を使用する事業主を経由して、社会保険庁長官に届け出なければならないとされている（国民年金法第 12 条第 5 項及び第 6 項）。</p>	<p>表 1 - 3</p>
<p>また、年金受給権者は、毎年、現況届を、氏名及び住所の変更があったときはその届書を社会保険庁長官に提出しなければならないとされている（国民年金法</p>	<p>表 1 - 8 表 1 - 9</p>

<p>施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）第 18 条、第 19 条及び第 20 条）</p> <p>厚生労働省が適用業務（被保険者資格の得喪に関する業務）を的確に実施することは、国民皆年金の実現、老齢年金支給額の算定、年金加入記録の提供等に当たり重要である。</p> <p>今回、厚生労働省における第 1 号被保険者の適用業務等の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 第 1 号未加入者の把握等</p> <p>社会保険庁の「平成 13 年公的年金加入状況等調査」（平成 13 年 10 月 15 日現在）結果によると、第 1 号被保険者になるべき者であって、加入手続きを行っていないため基礎年金番号を有していないもの（以下「第 1 号未加入者」という。）の数は、63 万 5,000 人（第 1 号被保険者数 2,119 万人の 3.0%）と推計されている。第 1 号未加入者を特定し、加入手続きを行わないと、これらの者が年金を受給できる資格を得られないだけでなく、年金制度の安定的な運営が確保されないおそれも生じることになる。</p> <p>第 1 号未加入者を把握する方法としては、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 7 及び別表第 1 第 76 号に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネットシステム」という。）の情報を利用することが考えられる。住基ネットシステムには、我が国に居住している住民の氏名、住所、生年月日及び性別が記録されており、これらの情報に変更があった場合は、直ちに更新され、最新の情報として維持されている。既に厚生労働省は、20 歳に到達することにより第 1 号被保険者となる者については、海外居住者等を除き、住基ネットシステムから情報提供を受け、対象者の把握を行っている。第 1 号未加入者についても、同様に、海外居住者等を除き、住基ネットシステムから情報提供を受け、基礎年金番号システムに登載されていない者を把握することが可能である。</p> <p>また、海外居住者等を除き、年金受給権者の現況届（年 1 回）並びに氏名及び住所の変更届については、住民基本台帳法第 30 条の 7 及び別表第 1 第 76 号に基づき、住基ネットシステムを利用できるとされていることから、住基ネットシステムの活用により、その廃止が可能である。</p> <p>なお、社会保険庁においては、このうち現況届について、今後、住基ネット</p>	<p>表 1 - 10</p> <p>表 1 - 11</p> <p>図 1 - 1</p> <p>表 1 - 11</p>
---	--

<p>システムを活用する予定であるとしている。</p> <p>一方、被保険者の氏名及び住所の変更届については、今後、住基ネットシステムを活用できるよう措置することにより、廃止することが可能とみられる。</p> <p>イ 住所変更の届出の改善</p> <p>第2号被保険者及びその配偶者である第3号被保険者の住所変更届は、事業主が社会保険事務所に行くこととされ、同一の住所に変更する場合であっても、別葉で届出を行うこととなっているため、届出漏れが生じる可能性がある。</p> <p>したがって、厚生労働省は、被保険者等の現況を的確に把握する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>住基ネットシステムを活用することにより、第1号未加入者を把握すること。</p> <p>また、住基ネットシステムを活用することにより、海外居住者等を除き、年金受給権者の現況届を廃止するとともに、氏名及び住所の変更届を廃止することを検討すること。さらに、海外居住者等を除く被保険者の氏名及び住所の変更届についても、要する費用に配慮しつつ、住基ネットシステムを活用できるよう措置することにより廃止することを検討すること。</p> <p>第2号被保険者が住所変更を行う際に、その配偶者である第3号被保険者も同一の住所に変更となる場合は、同時に記載が行える様式とすること。</p>	<p>表1 - 12</p>
---	----------------

(説明)

表 1 - 1 国民年金の被保険者の資格に係る規定

国民年金法(昭和34年法律第141号) <抜粋>

(被保険者の資格)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって次号及び第三号のいずれにも該当しないもの(被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるもの(以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。))を受けることができる者を除く。以下「第1号被保険者」という。
- 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「第2号被保険者」という。)
- 三 第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの(第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。)のうち20歳以上60歳未満のもの(以下「第3号被保険者」という。)

表 1 - 2 国民年金被保険者数の推移

(単位:万人)

区 分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	計
平成10年度	2,043	3,826	1,182	7,050
11	2,118	3,775	1,169	7,062
12	2,154	3,742	1,153	7,049
13	2,207	3,676	1,133	7,017
14	2,237	3,686	1,124	7,046

(注) 1 厚生労働省の資料による。

2 いずれも年度末の数値であり、第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

3 いずれの数値も四捨五入している。

表 1 - 3 被保険者の各種の届出に係る規定

国民年金法 < 抜粋 >

(届出)

- 第 12 条 被保険者（第 3 号被保険者を除く。次項において同じ。）は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。
- 2 被保険者の属する世帯の世帯主（以下単に「世帯主」という。）は、被保険者に代って、前項の届出をすることができる。
- 3 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 22 条から第 24 条までの規定による届出があったとき（当該届出に係る書面に同法第 29 条の規定による附記がされたときに限る。）は、その届出と同一の事由に基づく第 1 項の規定による届出があったものとみなす。
- 4 市町村長は、第 1 項又は第 2 項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。
- 5 第 3 号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。
- 6 前項の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、厚生年金保険法の被保険者である第 2 号被保険者の被扶養配偶者である第 3 号被保険者にあつては、その配偶者である第 2 号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学教職員共済制度の加入者」という。）である第 2 号被保険者の被扶養配偶者である第 3 号被保険者にあつては、その配偶者である第 2 号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。
- 7 前項に規定する第 2 号被保険者を使用する事業主とは、厚生年金保険法の被保険者である第 2 号被保険者を使用する事業所（同法第 6 条第 1 項に規定する事業所をいう。）の事業主（同法第 27 条に規定する事業主をいう。）をいう。
- 8 第 6 項に規定する第 2 号被保険者を使用する事業主は、同項の経由に係る事務の一部を当該事業主が設立する健康保険組合に委託することができる。
- 9 第 6 項の規定により、第 5 項の届出が第 2 号被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その受理されたときに社会保険庁長官に届出があったものとみなす。

表 1 - 4 国民年金第 1 号被保険者の資格取得・喪失者数（全国）

（単位：人）

区 分	資格取得者数		資格喪失者数
		うち 20 歳到達者数	
平成 13 年度	6,726,308	1,294,971	6,189,738
14	5,865,255	1,266,909	5,571,207

- （注） 1 厚生労働省の資料による。
 2 いずれも任意加入被保険者を含む。

表 1 - 5 国民年金被保険者の氏名変更等届出数（全国）

（単位：件）

区 分	年 度	第 1 号被保険者、 第 3 号被保険者	第 2 号被保険者 (厚生年金保険被保 険者)	計
氏名変更届出数	平成 13	520,712	953,592	1,474,304
	14	501,426	905,840	1,407,266
住所変更届出数	平成 13	3,289,667	1,189,164	4,478,831
	14	2,862,992	1,226,389	4,089,381

- （注） 1 厚生労働省の資料による。
 2 氏名変更届出数及び住所変更届出数のいずれも、別届（資格取得届等）処理時の同時変更分は含まない。
 3 第 1 号被保険者及び第 3 号被保険者については共通処理のため、区別していない。
 4 氏名変更届における第 2 号被保険者数には、医療保険との共通処理のため、「政管健保のみ」及び「船員保険のみ」の被保険者分も含む。
 5 住所変更届における第 2 号被保険者数には、磁気媒体届出による一括処理の件数は含まない。

表 1 - 6 国民年金の被保険者である者に係る届出の特例等

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）＜抜粋＞

(国民年金の被保険者である者に係る届出の特例)

第 29 条 この法律の規定による届出をすべき者が国民年金の被保険者であるときは、その者は、当該届出に係る書面に、その資格を証する事項その他必要な事項で政令で定めるものを附記するものとする。

住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）＜抜粋＞

(国民年金の被保険者である者に係る届出の付記事項)

第 28 条 法第 29 条に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。

一 法第 22 条の規定による届出 次に掲げる事項

イ 前住所地から引き続き同一の種別の国民年金の被保険者である者にあつては、当該国民年金の被保険者の種別及びその者が法第 22 条第 1 項第 7 号に規定する者である場合には、国民年金手帳の記号及び番号

ロ 転入により国民年金の被保険者の種別に変更があつた者にあつては、変更後の国民年金の被保険者の種別及びその者が法第 22 条第 1 項第 7 号に規定する者(国外から転入をした者等)である場合には、国民年金手帳の記号及び番号

ハ 転入により国民年金の被保険者となつた者にあつては、国民年金の被保険者の種別並びにその者が前に国民年金の被保険者であつたことがある者である場合には、国民年金手帳の記号及び番号並びに国民年金の被保険者でなかつた間に氏名の変更があつたときは、最後に国民年金の被保険者でなくなつた当時の氏名

二 法第 23 条又は法第 24 条の規定による届出 国民年金の被保険者である旨

< 参考 >

住民基本台帳法 < 抜粋 >

(転入届)

第 22 条 転入(新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条において同じ。)をした者は、転入をした日から 14 日以内に、次に掲げる事項(いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第 1 号から第 5 号ま

で及び第7号に掲げる事項)を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 転入をした年月日
- 四 従前の住所
- 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄
- 六 転入前の住民票コード(転入をした者につき直近に住民票の記載をした市町村長が、当該住民票に直近に記載した住民票コードをいう。)
- 七 国外から転入をした者その他政令で定める者については、前各号に掲げる事項のほか政令で定める事項

2 (略)

(転居届)

第23条 転居(一の市町村の区域内において住所を変更することをいう。以下この条において同じ。)をした者は、転居をした日から14日以内に、次に掲げる事項を市町村長に届け出なければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 転入をした年月日
- 四 従前の住所
- 五 世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄

(転出届)

第24条 転出(市町村の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。)をする者は、あらかじめ、その氏名、転出先及び転出の予定月日を市町村長に届出なければならない。

表 1 - 7 厚生年金保険被保険者の各種届出に係る規定

厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）＜抜粋＞

（届出）

第 27 条 適用事業所の事業主又は第 10 条第 2 項の同意をした事業主（以下単に「事業主」という。）は、厚生労働省令の定めるところにより、被保険者の資格取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

厚生年金保険法施行規則（昭和 29 年厚生省令第 37 号）＜抜粋＞

（被保険者の氏名変更の申出）

第 6 条 被保険者（法附則第 4 条の 3 第 1 項の規定による被保険者及び第 4 種被保険者等を除く。次条において同じ。）は、その氏名を変更したときは、速やかに、変更後の氏名を事業主に申し出るとともに、年金手帳を事業主に提出しなければならない。

（被保険者の住所変更の申出）

第 6 条の 2 被保険者は、その住所を変更したときは、速やかに、変更後の住所を事業主に申し出なければならない。

（被保険者の氏名変更の届出等）

第 21 条 事業主（船舶所有者を除く。以下この条において同じ。）は、第 6 条の規定による申出を受けたときは、速やかに、当該年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、厚生年金保険被保険者氏名変更届（様式 10 号の 2）を社会保険事務所長等に提出しなければならない。

2～6 略

（被保険者の住所変更の届出）

第 21 条の 2 事業主（船舶所有者及び法第 8 条の 2 第 1 項の適用事業所の事業主を除く。）は、第 6 条の 2 の規定による申出を受けたときは、速やかに、厚生年金保険被保険者住所変更届（様式 10 号の 3）又は当該届書に記載すべき事項を記録した磁気ディスクを社会保険事務所長等に提出しなければならない。

2～4 略

表 1 - 8 老齡基礎年金の受給権者の届出に係る規定

国民年金法施行規則（昭和 35 年厚生省令第 12 号）＜抜粋＞

（現況の届出）

第 18 条 老齡基礎年金の受給権者は、毎年、社会保険庁長官が指定する日（以下「指定日」という。）までに、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給権者にあつては、当該受給権者の代理人が署名した届書）を社会保険庁長官に提出しなければならない。ただし、法第 20 条第 1 項、昭和 60 年改正法附則第 11 条第 2 項若しくは第 16 条第 2 項又は平成 6 年改正法附則第 7 条第 2 項の規定によって老齡基礎年金の支給が停止されているときは、この限りでない。

- 一 受給権者の氏名、生年月日及び住所
 - 一の二 基礎年金番号
 - 二 老齡基礎年金の年金証書の年金コード
- 2～3 略

（氏名変更の届出）

第 19 条 老齡基礎年金の受給権者は、氏名を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から 14 日以内に、社会保険庁長官に提出しなければならない。

- 一 変更前及び変更後の氏名並びに生年月日
- 一の二 基礎年金番号
- 二 老齡基礎年金の年金証書の年金コード

2～3 略

（住所変更の届出）

第 20 条 老齡基礎年金の受給権者は、住所を変更したときは、次の各号に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があつた日から 14 日以内に、社会保険庁長官に提出しなければならない。

- 一 氏名及び生年月日
- 二 変更後の住所
- 二の二 基礎年金番号
- 三 老齡基礎年金の年金証書の年金コード

2～3 略

表 1 - 9 年金受給権者の現況届出等数（全国）

（単位：件）

区 分	現況届出数	氏名変更届出数	住所変更届出数
平成 13 年度	22,972,919	72,214	1,942,051
14	26,280,373	77,735	1,908,492

（注） 1 厚生労働省の資料による。

2 住所変更届出数には、支払機関変更届が事務処理で同じ様式の届出となっているため、支払機関変更に係る届出のみの数値も含む。

表 1 - 10 「平成 13 年公的年金加入状況等調査」による第 1 号未加入者等の推計

（単位：千人）

総 数	加入者				非加入者				
		第 1 号 被 保 険 者 数	第 2 号 被 保 険 者 数	第 3 号 被 保 険 者 数	第 1 号未 加入者数	割 合 b/a	第 3 号 届 出 遅 者 数	その他 の非加 入者	
		a							b
69,831	68,262	21,186	35,647	11,428	1,569	635	3.0	12	922

（注） 1 本表は、厚生労働省（社会保険庁）が実施した「平成 13 年公的年金加入状況等調査」（平成 13 年 10 月 15 日時点の約 8.6 万世帯を抽出して行った調査）による。

2 「第 1 号未加入者数」は、公的年金制度に加入していないと回答した者について、社会保険庁で管理している加入者原簿等と突合することにより、未加入者であることを確認し、未加入者と判明した調査対象者の人数を基に全国ベースの人数に引き伸ばすことにより推計している。

3 「第 3 号届出遅者数」は、第 3 号被保険者としての届出が必要であると自覚しているにもかかわらず、届出が遅れていると回答した者である。

4 「その他の非加入者」は、例えば、第 2 号被保険者の資格喪失により新たに種別変更すべきであるにもかかわらず、その届出を行っていない者である。

表 1 - 11 住民基本台帳ネットワークシステムの利用に係る規定

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）＜抜粋＞

（都道府県知事への通知）

第 30 条の 5 市町村長は、住民票の記載、消除又は第 7 条第 1 号から第 3 号まで（氏名、出生の年月日、男女の別）、第 7 号（住所及び一の市町村の区域内において新たに住所を変更した者については、その住所を定めた年月日）及び第 13 号（住民票コード）に掲げる事項（同条第 7 号に掲げる事項については、住所とする。以下この項において同じ。）の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該住民票の記載等に係る本人確認情報（住民票に記載されている同条第 1 号から第 3 号まで、第 7 号及び第 13 号に掲げる事項（住民票の消除を行った場合には、当該住民票に記載されていたこれらの事項）並びに住民票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を都道府県知事に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、総務省令で定めるところにより、市町村長の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することによって行うものとする。

3 第 1 項の規定による通知を受けた都道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該通知に係る本人確認情報を磁気ディスクに記録し、これを当該通知の日から政令で定める期間保存しなければならない。

（都道府県知事の事務）

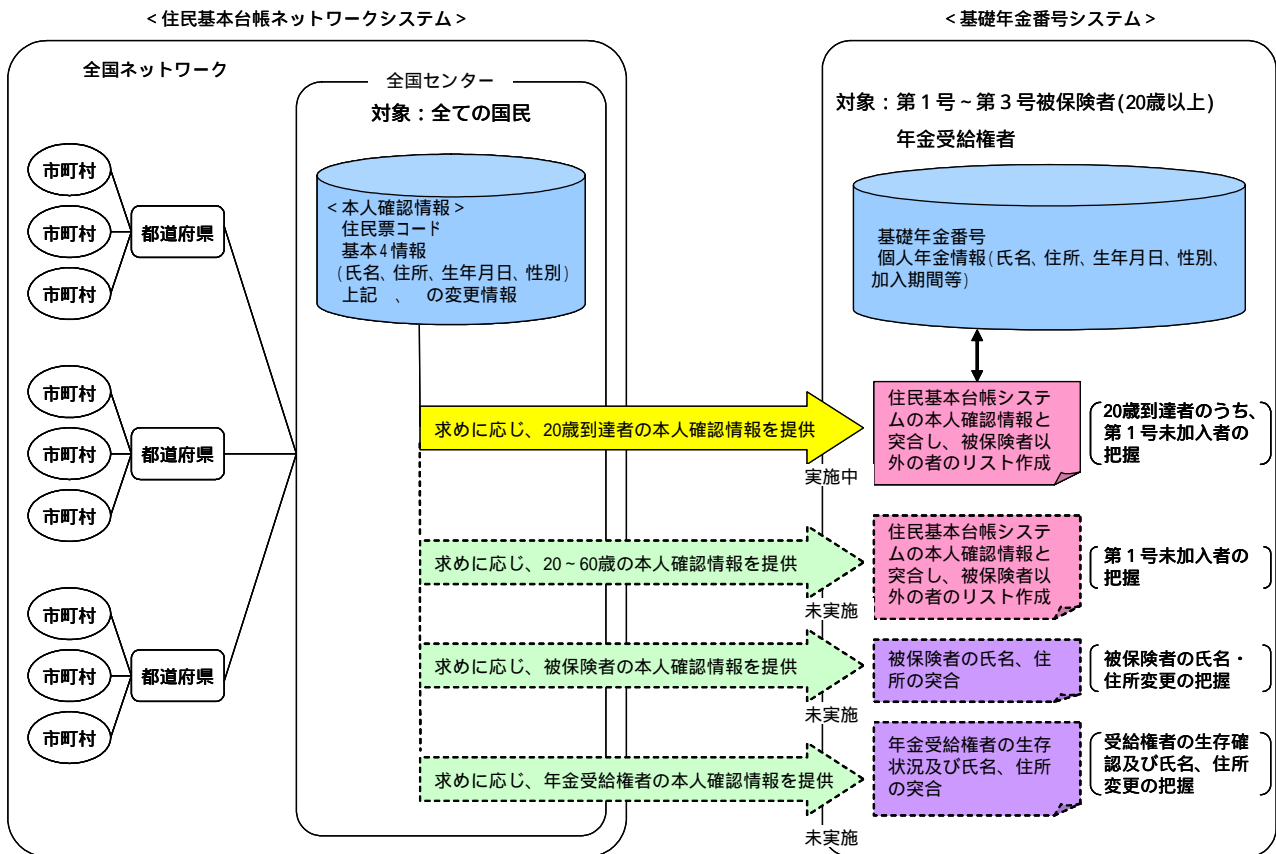
第 30 条の 7

3 都道府県知事は、別表第 1 の上欄に掲げる国の機関又は法人から同表の下欄に掲げる事務の処理に関し、住民の居住関係の確認のための求めがあったときに限り、政令で定めるところにより、保存期間に係る本人確認情報（第 30 条の 5 第 1 項の規定による本人確認情報であって同条第 3 項の規定による保存期間が経過していないものをいう。以下同じ。）を提供するものとする。

別表第 1（第 30 条の 7 関係）

提供を受ける国の機関又は法人	事 務
76 社会保険庁	国民年金法による被保険者の資格の取得の届出、年金である給付に係る権利の裁定若しくは支給の停止の解除又は受給権者に係る届出に関する事項であって総務省令で定めるもの

図 1 - 1 住民基本台帳ネットワークシステムからの情報利用のイメージ



(注) 当省の調査結果による。

表 1 - 12 事業主が行う「第2号被保険者」及び「第3号被保険者」の住所変更届に係る課題

現 状	課題例
<p>第2号被保険者及び第3号被保険者の住所変更届は、厚生年金保険法第98条、国民年金法第12条第5項及び第6項等に基づき、事業主が社会保険事務所に届け出ることとされているが、第2号被保険者と第3号被保険者の届出様式が区々となっているため、同一世帯であっても別葉とならざるを得ない状況。</p>	<p>届出漏れが発生する可能性あり 被保険者、事業主のいずれにも負担感あり</p>

(注) 当省の調査結果による。

2 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施

勸告	説明図表番号
<p>保険料については、国民年金法に次のように規定されている。</p>	
<p>第1号被保険者は保険料を納付する義務を負い、世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を、また、配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う（国民年金法第88条）。</p>	表2 - 1
<p>保険料（平成16年度「月額1万3,300円」）については、納付義務が免除されたとき又は保険料を前納した場合を除き、翌月の末日までに納付しなければ</p>	表2 - 2
<p>ならず（国民年金法第91条）、社会保険庁長官は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によって徴収する（同法第95条）。</p>	表2 - 3
<p>保険料を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、納付義務者に対して督促することができるほか、督促を受けた者が、その指定期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例によってこれを処分することができる（同法第96条）。</p>	表2 - 4
<p>保険料を徴収する権利は2年を経過したときは時効によって消滅する（同法第102条第3項）。</p> <p>なお、督促は、時効中断の効力を有する（同法第102条第4項）。</p>	表2 - 4
<p>厚生労働省が保険料を的確かつ効果的に徴収することは、国民年金制度の維持・安定に当たり重要である。</p> <p>今回、厚生労働省における保険料徴収業務の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p>	表2 - 5
<p>ア 保険料納付率の実態</p> <p>保険料の納付率（すべての第1号被保険者が保険料として納付すべき月数（全額免除者の免除月数及び学生納付特例を受ける者の納付猶予月数を含まない。）の総合計のうち、被保険者が実際に納付した月数の総合計の割合）は、平成6年度当時は85%を超えていたが、その後は、年々低下し、14年度は62.8%と過去最低となった。</p> <p>なお、平成15年度は納付率は若干上昇しているものの、63.4%にとどまっている。</p>	表2 - 6

<p>イ 厚生労働省及び社会保険庁における目標設定</p> <p>上記アのように、納付率が低下している実態を踏まえ、厚生労働省は、厚生労働大臣を本部長とする国民年金特別対策本部を設置し、国民年金保険料の納付率の中長期的目標を「今後5年で納付率80%」と定めている（平成15年8月4日付け庁保発第0804001号社会保険庁運営部長通知）。厚生労働省は、当面の目標を80%に設定したことについては、未加入者対策として20歳到達者に対する手帳送付による適用の通知を全国的に実施した平成9年度の納付率79.6%を目標にしたものであると説明している。</p> <p>平成19年度までに納付率80%という目標を達成するためには、納付率や口座振替率について、年度別の目標値を設定することが効果的と考えられる。しかし、厚生労働省は、平成16年度に社会保険庁が達成すべき目標において、保険料等収納事務に関する事項として、「平成19年度までに保険料納付率を80%とする中期目標の達成に向けて、前年度を上回る保険料納付率とすること。」及び「前年度を上回る口座振替実施率とすること。」と設定しているのみで、年度別の目標値は設定していない。</p> <p>また、社会保険庁が納付率80%という目標を達成するためには、毎年度、例えば、現在収納対策の中心として実施している戸別訪問や電話による納付督促等の実施件数などについて目標値を具体的に設定し、これに基づいた業務管理を行うことが効果的と考えられるが、現在のところ、これらのような目標値は設定されていない。</p>	<p>表2 - 7</p> <p>表2 - 8</p>
<p>ウ 効果分析に基づく納付督促等の実施</p> <p>社会保険庁は、納付率80%という中期目標を達成するために、基本的な収納対策として、戸別訪問や電話による納付督促等の強化、免除制度等の周知、広報・教育の推進、保険料納付意識を徹底させるための強制徴収の実施を図るとともに、平成16年度以降の新たな収納対策として、多段階免除制度の導入、納付しやすい環境作りのため、口座振替に対する保険料割引や若年者に対する納付猶予制度の導入、自治会や業界団体等納付協力組織の活用などを順次、総合的に実施するとしている。</p> <p>このうち、納付督促等については、未納者全員に年6回催告状を発送し、それでも納付しない者に対しては、委託業者による電話納付督促、国民年金推進</p>	<p>表2 - 9</p> <p>図2 - 1</p>

員による戸別訪問督促、さらに職員による電話督促・戸別訪問督促・集合徴収が行われている。しかし、これらの納付督促等がどの程度納付率の向上に結び付くかは明らかにされていない。また、これまで、それぞれの納付督促等の業務ごとに、保険料納付額等という成果（アウトカム）指標からみた費用対効果が不明確なまま納付督促等を実施している。

したがって、厚生労働省は、保険料徴収業務を効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

厚生労働省（本省）は、納付率について、中期目標を達成するため年度別の目標値を設定するとともに、口座振替実施率について、毎年度、目標値を設定すること。

また、社会保険庁は、納付督促等の実施に当たって、毎年度、それぞれの業務ごとに目標値を設定し、これに基づき、全国の社会保険事務局等の業務管理を行うこと。

社会保険庁は、それぞれの納付督促等の業務ごとに、どの程度納付率の向上に結び付いているかについての分析結果及び保険料納付額等という成果（アウトカム）指標を用いた費用対効果についての分析結果を踏まえて、有効な納付督促等を積極的に展開すること。

(説明)

表 2 - 1 保険料の納付義務、納付期限に係る規定

国民年金法 < 抜粋 >

(保険料の納付義務)

第 88 条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。

3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

(保険料の納期限)

第 91 条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

表 2 - 2 保険料の免除等に係る規定

国民年金法 < 抜粋 >

第 89 条 被保険者(第 90 条の 2 第 1 項の規定の適用を受ける被保険者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第 93 条第 1 項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。

一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものの受給権者(最後に厚生年金保険法第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく 3 年を経過した障害基礎年金の受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る。)その他の政令で定める者を除く。)であるとき。

二 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。

第 90 条 次の各号のいずれかに該当する被保険者(次条第 1 項の規定の適用を受ける被保険者又は学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 41 条に規定する高等学校の生徒、同法第 52 条に規定する大学の学生その他の生徒又は学生であって政令で定めるもの(以下「学生等」という。)である被保険者を除く。)から申請があったときは、社会保険庁長官は、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第 93

条第1項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとしてすることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 前年の所得（1月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。）が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
 - 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
 - 三 地方税法（昭和25年法律第226号）に定める障害者であって、前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
 - 四 地方税法に定める寡婦であって、前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
 - 五 保険料を納付することが著しく困難である場合としての天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。
- 2 前項の規定による処分があったときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあった日にされたものとみなす。
 - 3 第1項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があったときは、社会保険庁長官は、当該申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。
 - 4 第1項第1号、第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第90条の2 次の各号のいずれかに該当する被保険者（前条第1項の規定の適用を受ける被保険者又は学生等である被保険者を除く。）から申請があったときは、社会保険庁長官は、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第93条第1項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとしてすることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りではない。

- 一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
 - 二 前条第1項第2号から第4号までに該当するとき。
 - 三 保険料を納付することが著しく困難である場合としての天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があったときに準用する。
 - 3 第1項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

第 90 条の 3 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者から申請があったときは、社会保険庁長官は、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第 93 条第 1 項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。

一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。

二 第 90 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに該当するとき。

三 保険料を納付することが著しく困難である場合としての天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

2 第 90 条第 2 項の規定は、前項の場合に準用する。

3 第 1 項第 1 号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

表 2 - 3 保険料の前納に係る規定

国民年金法 < 抜粋 >

(保険料の前納)

第 93 条 被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

3 第 1 項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間又は保険料半額免除期間を計算する場合には、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれの月の保険料が納付されたものとみなす。

4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

表 2 - 4 保険料の徴収、督促及び滞納処分に係る規定

国民年金法 < 抜粋 >

(徴収)

第 95 条 保険料その他この法律 (第 10 章を除く。以下この章から第 8 章までにおいて同じ。) の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によって徴収する。

(督促及び滞納処分)

第 96 条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、期限を指定して、これを督促することができる。

- 2 前項の規定によって督促をしようとするときは、社会保険庁長官は、納付義務者に対して、督促状を発する。
- 3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上を経過した日でなければならない。
- 4 社会保険庁長官は、第 1 項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。
- 5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。
- 6 前二項の規定による処分によって受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、さきに経過した月の保険料から順次これに充当し、1 箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義務者に交付するものとする。

表 2 - 5 時効に関する規定

国民年金法 < 抜粋 >

(時効)

第 102 条 年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日から 5 年を経過したときは、時効によって、消滅する。

2 前項の時効は、当該年金給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受け付ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。

4 保険料その他この法律の規定による徴収金についての第 96 条第 1 項の規定による督促は、民法第 153 条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

5 保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 32 条の規定を適用しない。

表 2 - 6 国民年金保険料の納付率の推移

(単位：万月数、%)

区 分	納付対象月数 a	納付月数 b	納付率 b/a
平成元年度	17,730	15,025	84.7
2	17,079	14,546	85.2
3	17,580	15,060	85.7
4	17,329	14,850	85.7
5	17,139	14,648	85.5
6	17,101	14,581	85.3
7	17,235	14,567	84.5
8	17,499	14,504	82.9
9	17,826	14,181	79.6
10	18,271	13,995	76.6
11	18,961	14,118	74.5
12	18,904	13,791	73.0
13	19,285	13,673	70.9
14	21,712	13,627	62.8
15	21,276	13,492	63.4

(注) 厚生労働省の資料による。

表 2 - 7 国民年金保険料の納付率の中長期的な目標の設定に係る通知

国民年金特別対策本部の設置について(平成 15 年 8 月 4 日付け庁保発第 0804001 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部長通知) <抜粋>

国民年金の極めて厳しい納付状況を踏まえ、要因分析を踏まえた新たな個別収納対策を実施するとともに、保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を図り、着実な収納体制を確立するため、厚生労働省を挙げて、下記の実施課題に取り組むべく、「国民年金特別対策本部設置規程(平成 15 年 8 月 1 日厚生労働大臣伺い定め)」を定め、厚生労働大臣を本部長とする国民年金特別対策本部を設置したので通知する。

地方社会保険事務局においては、国民年金特別対策本部と連携し、計画的に収納対策を推進するため、地方社会保険事務局長を本部長とした「地方社会保険事務局国民年金特別対策本部」を設置し、国民年金の収納実績の向上に努められたい。

記

厚生労働省の国民年金特別対策本部における実施課題は、以下のとおりである。

1. 対策の実効をあげるため、中長期的な目標を設定し(今後 5 年で納付率 80%)、その目標の達成に向けて、収納体制の整備や社会保険事務所ごとの実績管理を行い、計画的方策を実施する。
2. 納付率が低調な地域をかかえる地方社会保険事務局及び社会保険事務所を、国民年金保険料収納対策強化社会保険事務局及び国民年金保険料収納対策強化社会保険事務所に指定し、重点的な指導、支援を実施する。

以下略

表 2 - 8 厚生労働省が作成した社会保険庁が達成すべき目標
(平成 16 年度の保険料等収納事務に関する事項・抜粋)

達成すべき目標	指標	(参考指標データ)
(3) 国民年金被保険者に対する保険料納付 督促、口座振替の促進及び強制徴収の実 施などにより、保険料の確実な収納を図 ること。 ・ 平成 19 年度までに保険料納付率を 80%とする中期目標の達成に向けて、前 年度を上回る保険料納付率とすること。 ・ 前年度を上回る口座振替実施率とす ること。	・ 保険料納付率	62.8% (平成 14 年度)
	・ 保険料納付月数	13,627 万月 (平成 14 年度)
	・ 保険料納付対象月数	21,712 万月 (平成 14 年度)
	・ 戸別訪問件数	延 730 万件 (平成 14 年度)
	・ 電話納付督促件数	延 330 万件 (平成 14 年度)
	・ 口座振替実施率	35.2% (平成 14 年度末現在)

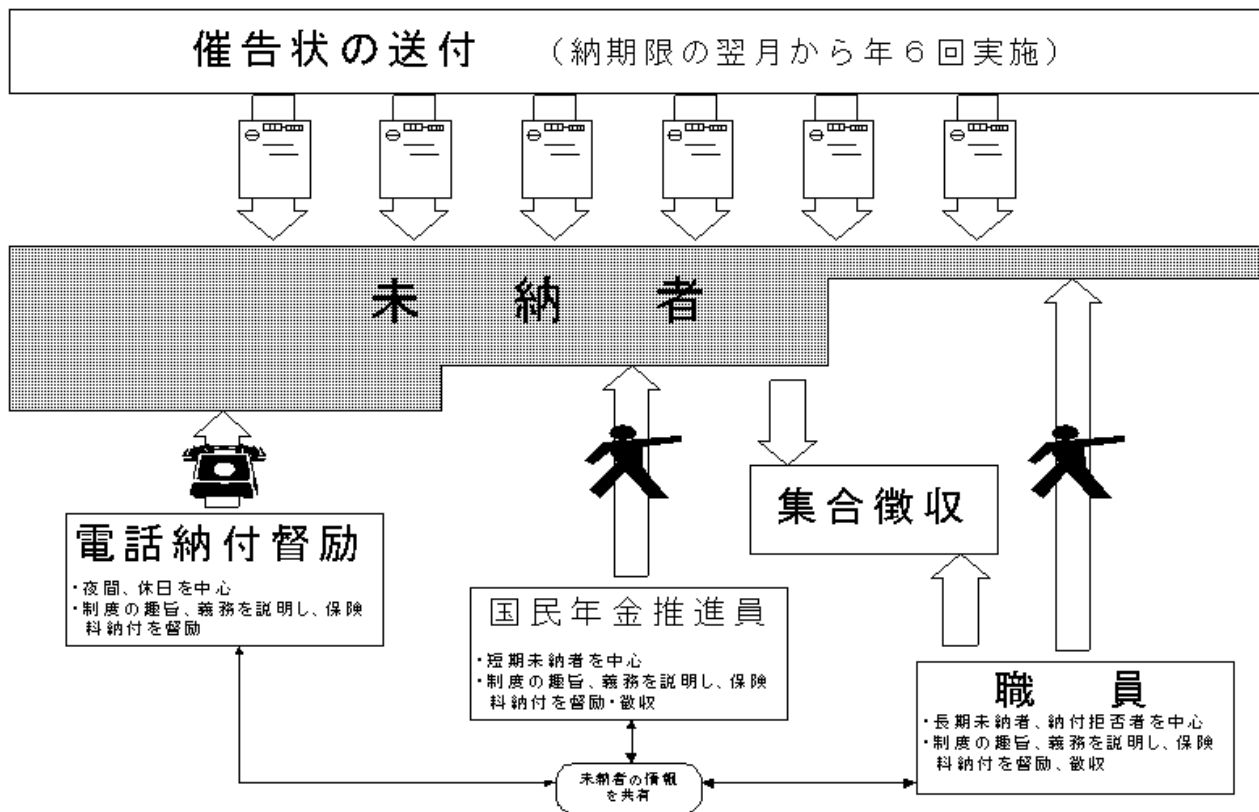
(注) 厚生労働省の「平成 16 年度において社会保険庁が達成すべき目標について」による。

表 2 - 9 社会保険庁による主な収納対策の例

区 分	事 業 内 容
1. 基本的な 収納対策	未納者に対する催告状の送付や電話・戸別訪問による納付督促等の強化
	免除制度及び学生納付督促制度等の周知
	年金広報の充実及び年金教育の推進
	他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねない未納者に対する強制徴収の実施(法律改正により、平成 16 年 10 月から所得情報の取得が可能になることから、16 年度は 3 万件程度を対象に、強制徴収手続のための最終催告状送付を行う予定)
2. 新たな収 納対策	負担能力に応じた多段階免除制度(全額、4分の3、2分の1、4分の1)の導入(平成 18 年 7 月)
	納付しやすい環境作りのため、口座振替に対する保険料割引や若年者に対する納付猶予制度の導入(平成 17 年 4 月)
	自治会や業界団体等への保険料収納業務委託の検討及び役員等の特別国民年金推進員任命

(注) 当省の調査結果による。

図2 - 1 社会保険庁による未納者対策のイメージ



(注) 厚生労働省の資料による。

3 被保険者等に対する情報の積極的な提供

勸告	説明図表番号
<p>年金制度に対する国民の信頼を確保する観点から、被保険者及び年金受給権者に対して、年金制度や本人の年金加入期間、保険料納付期間、将来支給される年金見込額等の個人年金情報を積極的に提供することの重要性が指摘されている。</p> <p>今回、厚生労働省における被保険者等に対する情報の提供状況を調査した結果、次のような状況がみられた。</p> <p>ア 基礎年金番号以外の年金手帳記号番号の基礎年金番号への登録の促進</p> <p>平成9年1月の基礎年金番号導入前は、複数の年金保険制度に加入していた者に対しては加入していた制度ごとに年金手帳記号番号が付されていた実態があった。そのため、社会保険庁は、年金給付の併給調整（配偶者が亡くなったことによる遺族給付と自分の老齢給付というように、二つの受給権が発生した場合の調整）に係る届出漏れ、年金相談及び年金裁定時における記録確認に時間を要するという問題を解消することや年金受給権を有しない者の発生等を防ぐ観点から、基礎年金番号導入以後、基礎年金番号に基礎年金番号以外の年金手帳記号番号を登録し統合を図ることとした。</p> <p>具体的には、基礎年金番号に平成9年1月前に加入していた国民年金及び厚生年金保険の年金手帳記号番号を登録するため、基礎年金番号を本人に通知した際に本人から複数の年金手帳記号番号を有するとの申出のあった者及び申出はなかったが名寄せ処理（基礎年金番号と国民年金及び厚生年金保険の情報を突合し氏名・生年月日・性別が一致するものを抽出すること。）により複数の年金手帳記号番号を有すると思われる者約1,880万人のうち、約1,330万人に対して10年度から15年度までに照会を行い、回答を求める等の確認作業を行うとともに、社会保険事務所等において日常業務の処理の過程で確認作業が行われており、その結果、確認できた者が約950万人となっている。平成16年3月現在、残りの約380万人（回答がなかった者約340万人、郵便が宛先不明で配達されなかった者約40万人）についてはいまだ確認されていない（残る約550万人については、平成16年度から18年度までに照会を行うこととしている。）</p> <p>このことについて、社会保険庁は、58歳到達時において年金加入期間を通知</p>	<p>表3 - 1</p> <p>表3 - 2</p> <p>表3 - 3</p>

することとしており、その時に被保険者はそれまでの年金加入期間の確認を行うこととしているが、このような状況の下では、平成 20 年度（2008 年度）にポイント制（注）が導入されても、基礎年金番号以外の年金手帳記号番号がありながら回答がないために基礎年金番号への登録が行われていない被保険者については、年金加入期間、保険料納付期間、老齢年金支給見込額等についての正確な情報が提供できないこととなる。

（注）ポイント制とは、今回の国民年金法等の改正で、平成 20 年度（2008 年度）から、被保険者に対する定期的な通知として導入されるもので、その内容は、国民年金及び厚生年金を対象として、保険料の納付実績を点数化し、将来の年金見込額を年 1 回程度郵送で通知するもの。

イ 被保険者に対する情報提供

社会保険庁は、現在、58 歳到達の被保険者に対して年金加入記録の事前通知を送付するとともに、希望する者に対しては将来支給される年金見込額を通知しており、また、55 歳以上の被保険者については、インターネットにより年金見込み額試算の申出があった者に対して、将来支給される年金見込額に関する情報を郵送により提供している。

しかし、これら社会保険庁が提供している情報についてみると、厚生年金基金の加入歴がある者については、将来支給される年金見込額を知る上で重要な厚生年金基金の加入期間等に関する情報は表示されていない。

ウ 社会保険庁のホームページの積極的な開設・充実

国民が身近な情報を得る手段としては、インターネットを利用することが有効であると考えられるが、社会保険事務局等（47 社会保険事務局、265 社会保険事務所）においてホームページを開設しているのは、7 社会保険事務局にとどまっている。

しかしながら、これらのホームページでは、各地域の担当事務所の地図や出張年金相談等に関する事項など、地域住民にとって有用な情報が掲載されており、他の社会保険事務局等においても、地域に密着した情報を提供する有効手段として積極的に開設することが望まれる。

表 3 - 4

表 3 - 5

したがって、厚生労働省は、次の措置を講ずる必要がある。

基礎年金番号以外の年金手帳記号番号の照会に回答のなかった者等に対して、例えば、納付書を送付する際、自己の加入歴の状況を申し出るよう注意喚起する等の措置を講ずること。

被保険者に対する個人年金情報の提供に際しては、厚生年金基金の加入期間を表示すること。

ホームページを開設していない社会保険事務局等においては、積極的にホームページを開設し、地域に密着した情報の提供に努めること。

(説明)

表3 - 1 基礎年金番号導入の目的等

区 分	概 要
基礎年金番号 導入の目的	<p>基礎年金番号導入前の公的年金制度加入者の記録については、国民年金(第2号被保険者を除く。)厚生年金保険、共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理されており、制度ごとに加入者に年金番号をつけて記録管理を行っており、制度を通じた記録管理が行われていないこと、制度加入等の手続は、加入者に届出等を課しており、届出等がなければ保険者が情報を把握することができない状況。</p> <p>このため、国民年金の第1号被保険者及び第3号被保険者についての届出漏れ、年金給付の併給調整に係る届出漏れ、年金相談及び年金裁定時における記録確認に時間を要するという問題が生じ、こうした問題は、制度が適正に運営されないというだけでなく、無年金者の発生や、制度自身の公平性、安定性が図れない状況の要因にもなっていた。</p> <p>このような様々な問題解消を図り、年金保険事業の運営の適正化・効率化、並びに被保険者及び年金受給権者に対するサービスの向上を図るために、導入されたもの。</p>
基礎年金番号 の付番の現状	<p>平成9年1月の基礎年金番号導入時</p> <p>ア 国民年金又は厚生年金保険の現存被保険者は、現在加入している制度の年金手帳記号番号を基礎年金番号として使用</p> <p>イ 国民年金又は厚生年金保険の年金受給権者は、裁定の基礎となった年金手帳記号番号(最終加入制度における番号)を基礎年金番号として使用</p> <p>ウ 共済組合の組合員・年金受給権者は、新規に基礎年金番号を付番</p> <p>エ 平成9年1月時点の付番件数：1億156万件</p> <p>基礎年金番号導入以後</p> <p>ア 年金制度新規加入及び再加入時</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国民年金への加入が初めてとなる場合は20歳到達時・ 平成9年1月時点において資格喪失していた者は、年金制度再加入時又は年金の裁定請求時 <p>イ 20歳未満の者又は過去に一度も年金制度に加入したことがない60歳以上の者などは遺族年金の裁定請求時</p> <p>ウ 加給年金額対象配偶者等となった者は裁定請求時</p>

(注)厚生労働省の資料による。

表3 - 2 複数の年金手帳記号番号を有すると思われる者への照会状況

(単位：万人)

複数の年金手帳記号番号を有すると思われる者数	平成 10 年度から 15 年度までの照会者数	確認できたもの	確認できていないもの			平成 16 年度から 18 年度までの照会予定者数
			回答がなかったもの	送達不能		
	約 1,880	約 1,330	約 950	約 380	約 340	

(注) 1 厚生労働省の資料による。

- 2 厚生労働省(社会保険庁)は、基礎年金番号以外に複数の年金手帳記号番号を所持する者に対して、平成 10 年度から個別に照会し、申出のあった他の年金手帳記号番号を基礎年金番号にリンクさせ登録している。

表3 - 3 基礎年金番号以外の年金手帳記号番号の収録スケジュール及び実施状況

(単位：千人)

実施年度	照会対象者	照会者数
平成 10 年度	・他制度加入照会回答者(昭和 17 年 4 月から 18 年 3 月の間に生まれた者) ・名寄せ対象者(昭和 17 年 4 月から 18 年 3 月の間に生まれた者)	742
11	・他制度加入照会回答者(昭和 18 年 4 月から 22 年 10 月の間に生まれた者) ・名寄せ対象者(昭和 18 年 4 月から 19 年 3 月の間に生まれた者)	1,944
12	・他制度加入照会回答者(昭和 22 年 11 月から 28 年 10 月の間に生まれた者) ・名寄せ対象者(昭和 19 年 4 月から 20 年 3 月の間に生まれた者)	2,702
13	・他制度加入照会回答者(昭和 28 年 11 月から 43 年 3 月の間に生まれた者) ・名寄せ対象者(昭和 20 年 4 月から 21 年 3 月の間に生まれた者)	3,903
14	・他制度加入照会回答者(昭和 43 年 4 月から 53 年 3 月の間に生まれた者) ・名寄せ対象者(昭和 21 年 4 月から 26 年 3 月の間に生まれた者)	3,343
15	・名寄せ対象者(昭和 26 年 4 月から 28 年 3 月の間に生まれた者)	666
16	・名寄せ対象者(昭和 28 年 4 月から 35 年 3 月の間に生まれた者)	1,786
17	・名寄せ対象者(昭和 35 年 4 月から 43 年 3 月の間に生まれた者)	1,827
18	・名寄せ対象者(昭和 43 年 4 月から 53 年 3 月の間に生まれた者)	1,875

(注) 1 厚生労働省の資料による。

- 2 「他制度照会回答者」とは、基礎年金番号を通知した際の「現在加入している制度以外の公的年金に加入したことがある」又は「2つ以上の年金手帳をもらったことがある」に該当するかの照会に対し、回答があった者をいう。
- 3 「名寄せ対象者」とは、基礎年金番号と国民年金及び厚生年金保険の氏名索引ファイルと突合し、氏名、生年月日及び性別が一致する者をいう。
- 4 「照会者数」欄は、平成 10 年度から 15 年度までは実績で、16 年度から 18 年度までは予定数である。

表3 - 4 被保険者に対する個人年金情報の提供状況

対象者	個人年金情報の提供状況
58 歳到達の被保険者	<p>58 歳に到達した翌々月に、社会保険業務センターから被保険者本人あてに加入している年金制度やその期間等を記載した「年金加入記録のお知らせ」及び「年金加入記録照会票・確認はがき」が送付される。</p> <p>これらの送付を受けた被保険者は、年金加入記録について確認し、訂正等がない場合は、「確認はがき」を切り離し、返送する。</p> <p>年金見込額を希望する場合は、後日、社会保険業務センターから被保険者本人あてに「年金見込額のお知らせ」が送付される。</p> <p>年金加入記録の訂正や追加する必要がある場合は、被保険者は、「年金加入記録照会票」に記入し、「年金加入記録照会票・確認はがき」を返送する。社会保険業務センターで訂正等の内容に係る調査を行い、その結果を「年金加入記録のお知らせ」で再度送付する。</p> <p>被保険者は、当該「年金加入記録のお知らせ」の内容に訂正等がない場合は、「確認はがき」を切り離し、返送する。</p> <p>年金見込額を希望する場合は、後日、社会保険業務センターから被保険者本人あてに「年金見込額のお知らせ」が送付される。</p> <p>これらの情報提供においては、厚生年金基金の加入期間が表示されない。</p>
55 歳以上の被保険者	<p>社会保険庁のホームページにおいて、「年金見込額試算受付」を実施。この年金見込額試算の結果は郵送により通知するもので、電子メールでの回答は行っていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金額の試算は、厚生年金に加入中で 55 歳以上 60 歳未満の者の場合は、60 歳で退職するものと仮定し、また、60 歳以上 65 歳未満の者は 65 歳で退職するものと仮定。 ・ ホームページに入力する必要事項は以下のとおり。 <p>基礎年金番号、氏名、性別、生年月日、住所地の郵便番号、住所地、現在加入している年金制度、現在勤務している場合は会社名又は共済組合名、現在国民年金に加入中の者も過去に勤務したことがある場合は最後の会社名又は共済組合名、加入していた制度が国民年金のみの者は国民年金を選択。</p>

(注) 厚生労働省の資料による。

表3 - 5 社会保険事務局及び社会保険事務所におけるホームページの開設状況(平成16年9月現在)

(単位:局・所、%)

区 分	機関数	左のうちホーム ページを開設済	割 合 b/a	備 考 (ホームページ開設社会保険事務局等)
	a	み局所数 b		
社会保険事務局	47	7	14.9	秋田社会保険事務局 (http://www.sia-akita.go.jp) 石川社会保険事務局 (http://www.sia-ishikawa.go.jp) 愛知社会保険事務局 (http://www.asib.go.jp/) 三重社会保険事務局「ねんきん三重」 (http://www.nenkin-mie.go.jp/) 京都社会保険事務局「くらし知っ得ナビ」 (http://www.si-kyoto.com/index.html) 徳島社会保険事務局「ネッキー・とくしま」 (http://www.necky-tokushima.jp) 福岡社会保険事務局「ささえ愛ネット」 (http://www.sasaeai-fsib.jp/)
社会保険事務所	265	0	-	
計	312	7	2.2	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 これらのホームページには、各地域の担当社会保険事務所の地図や出張年金相談開催日時等に関する情報が提供されており、その地域の住民にとって有益な情報を得ることが可能となっている。

4 社会保険事務局等の定員配置の見直し

勸告	説明図表番号
<p>行政機関は、簡素かつ効率的な行政組織を実現する観点から、業務量の増減に応じて、絶えず定員配置を見直し、その適正な配置を行うことが求められる。</p> <p>厚生労働省における社会保険事務局等の年金関係業務の実態及び定員配置の状況等については、現在調査中であるが、今回、社会保険事務局等の定員配置について、次のような状況がみられた。</p> <p>社会保険庁の平成 16 年度末の定員は 1 万 7,466 人であり、その内訳は本庁（内部部局）286 人、施設等機関（社会保険大学校及び社会保険業務センター）598 人、社会保険事務局等 1 万 6,582 人となっている。</p> <p>社会保険庁は、国民年金業務、厚生年金業務及び政府管掌健康保険業務を主要業務としている。そこで、業務量と密接な関係を有するとみられる国民年金の被保険者数、同基礎年金受給者数、厚生年金保険の事業所数及び政府管掌健康保険の事業所数を取り上げて、都道府県ごとに置かれている社会保険事務局等の職員 1 人当たりの被保険者数、基礎年金受給者数及び事業所数を単純合計して比較すると、総じて都市部を抱える社会保険事務局等が地方の社会保険事務局等より職員 1 人当たりの数値が高く、社会保険事務局等間でかなりの格差がみられる。</p> <p>この状況からみる限りにおいては、各社会保険事務局等の定員配置については、見直す余地がある。</p> <p>したがって、厚生労働省は、定員の適正配置を行う観点から、各社会保険事務局等の定員が業務量に応じて均衡のとれたものとなるよう、社会保険事務局等の定員配置を見直すことを検討する必要がある。</p>	<p>表 4 - 1</p> <p>表 4 - 2</p> <p>表 4 - 3</p>

(説 明)

表 4 - 1 社会保険庁の定員の推移

(単 位 : 人)

区 分	本 庁 (内部部局)	施設等機関 (社会保 険大学校、社会保険 業務センター)	社会保険事務局等	計
平成 13 年度	281	606	16,467	17,354
14	282 (1)	602 (4)	16,658 (191)	17,542 (188)
15	283 (1)	600 (2)	16,623 (35)	17,506 (36)
16	286 (3)	598 (2)	16,582 (41)	17,466 (40)

(注) 1 厚生労働省の資料による。

2 各年度とも年度末定員数である。

3 () の数値は、前年度比増減数である。

表4 - 2 各社会保険事務局における平成14年度末から16年度末までの定員の増減

(単位:人)

社保事務局名	平成14年度末定員 a	平成15年度末定員	平成16年度末定員 b	平成14年度末から16年 度末までの定員の増減 b-a
北海道	849	841	834	15
青森	229	226	226	3
岩手	222	220	217	5
宮城	290	289	286	4
秋田	207	205	204	3
山形	214	214	212	2
福島	307	307	305	2
茨城	281	281	281	0
栃木	238	237	236	2
群馬	267	266	264	3
埼玉	402	402	402	0
千葉	351	351	351	0
東京	2,045	2,045	2,044	1
神奈川	608	607	607	1
新潟	390	389	388	2
富山	196	196	195	1
石川	187	187	187	0
福井	153	153	153	0
山梨	122	122	122	0
長野	344	344	342	2
岐阜	285	283	282	3
静岡	484	484	482	2
愛知	834	834	834	0
三重	246	246	246	0
滋賀	151	150	150	1
京都	358	358	358	0
大阪	1,249	1,249	1,248	1
兵庫	643	643	643	0
奈良	139	139	138	1
和歌山	180	180	179	1
鳥取	125	125	125	0
島根	153	153	153	0
岡山	303	302	302	1
広島	433	433	433	0
山口	274	273	273	1
徳島	147	147	147	0
香川	175	175	175	0
愛媛	250	250	249	1
高知	173	170	168	5
福岡	638	637	637	1
佐賀	146	146	146	0
長崎	247	247	247	0
熊本	258	257	255	3
大分	200	199	199	1
宮崎	185	183	181	4
鹿児島	271	269	267	4
沖縄	209	209	209	0
(全国)	16,658	16,623	16,582	76

(注) 当省の調査結果による。

表4-3 各社会保険事務局管内の定員1人当たりの第1号被保険者数等の比較

(単位：人、事業所)

社会保険事務局名	定員 a	国民年金		厚生年金保険	政府管掌健康保険	基礎年金受給	計 (b+c+d+e+f) g	定員1人当たり 数 g/a
		第1号被保険者数 b	第3号被保険者数 c	事業所数 d	事業所数 e	権者数 f		
(全国)	16,658	21,774,826	11,333,658	1,651,493	1,522,868	20,663,480	56,946,325	3,418.6
千葉	351	1,081,861	613,131	38,169	33,128	800,185	2,566,474	7,311.9
埼玉	402	1,252,341	725,675	50,126	45,988	858,507	2,932,637	7,295.1
神奈川	608	1,417,280	906,016	67,226	59,277	1,048,899	3,498,698	5,754.4
茨城	281	557,731	266,366	23,511	22,587	488,621	1,358,816	4,835.6
奈良	139	249,045	155,163	12,457	12,262	226,326	655,253	4,714.1
栃木	238	363,770	172,457	21,249	20,166	345,589	923,231	3,879.1
滋賀	151	208,878	133,626	14,081	13,590	209,685	579,860	3,840.1
兵庫	643	909,213	564,685	61,135	54,187	851,255	2,440,475	3,795.5
宮城	290	405,484	204,375	27,895	27,006	400,074	1,064,834	3,671.8
愛知	834	1,160,285	737,000	95,192	89,008	961,579	3,043,064	3,648.8
群馬	267	357,739	178,035	25,065	24,269	364,380	949,488	3,556.1
山梨	122	162,513	67,830	12,316	11,880	173,941	428,480	3,512.1
熊本	258	333,078	133,677	22,684	22,372	386,689	898,500	3,482.6
静岡	484	602,019	333,454	53,699	49,376	643,934	1,682,482	3,476.2
三重	246	293,031	171,495	21,129	20,862	333,930	840,447	3,416.5
福岡	638	833,401	451,078	67,565	66,323	757,806	2,176,173	3,410.9
岐阜	285	345,784	194,049	27,121	26,083	375,134	968,171	3,397.1
京都	358	464,671	223,083	37,628	36,431	412,016	1,173,829	3,278.9
鹿児島	271	270,587	143,727	22,946	22,985	402,622	862,867	3,184.0
青森	229	291,986	105,582	15,258	15,287	299,781	727,894	3,178.6
福島	307	335,440	153,969	28,772	27,959	422,900	969,040	3,156.5
大阪	1,249	1,637,155	809,151	137,151	124,207	1,172,034	3,879,698	3,106.2
沖縄	209	324,332	81,814	13,737	13,669	200,639	634,191	3,034.4
北海道	849	920,552	560,517	76,544	73,085	944,814	2,575,512	3,033.6
宮崎	185	203,932	84,447	15,039	15,051	236,313	554,782	2,998.8
岩手	222	223,423	99,958	16,492	16,033	307,060	662,966	2,986.3
長野	344	327,445	176,175	33,818	31,603	457,229	1,026,270	2,983.3
和歌山	180	202,013	91,008	13,711	13,586	216,278	536,596	2,981.1
広島	433	432,727	274,341	43,350	42,622	476,755	1,269,795	2,932.6
長崎	247	262,143	118,213	19,703	19,674	297,023	716,756	2,901.8
岡山	303	280,605	168,552	30,377	30,127	365,188	874,849	2,887.3
新潟	390	358,451	179,978	38,000	36,177	508,115	1,120,721	2,873.6
愛媛	250	239,617	129,534	21,502	21,381	304,090	716,124	2,864.5
秋田	207	187,643	82,250	14,620	14,533	278,961	578,007	2,792.3
大分	200	170,715	103,265	17,169	17,094	249,449	557,692	2,788.5
佐賀	146	142,565	62,933	11,229	11,258	173,941	401,926	2,752.9
東京	2,045	2,527,066	958,075	253,311	193,908	1,689,641	5,622,001	2,749.1
石川	187	183,205	87,129	18,910	18,540	204,208	511,992	2,737.9
山形	214	189,856	72,584	16,354	16,217	288,860	583,871	2,728.4
香川	175	147,382	84,886	15,627	15,356	199,578	462,829	2,644.7
徳島	147	123,807	58,153	14,072	13,458	169,516	379,006	2,578.3
山口	274	218,439	140,521	19,609	19,450	300,916	698,935	2,550.9
富山	196	152,353	82,176	17,345	17,066	219,382	488,322	2,491.4
福井	153	111,939	54,344	15,269	14,733	159,011	355,296	2,322.2
島根	153	93,762	50,176	12,458	12,260	179,735	348,391	2,277.1
高知	173	132,777	47,078	11,697	11,666	175,576	378,794	2,189.6
鳥取	125	84,785	41,927	9,175	9,088	125,315	270,290	2,162.3

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「定員」(a欄)は平成14年度末定員で、「第1号被保険者数」(b欄)から「基礎年金受給権者数」(f欄)までは、平成13年度末の数である。